# 令和2年度(2020年度)

第1回北海道環境審議会自然環境部会

議事録

日 時:2020年7月28日(火)午後3時30分開会

場 所: 北海道庁 本庁舎 7 階共用会議室 C

#### 1. 開 会

○事務局(永安自然環境課課長補佐) それでは、定刻となりましたので、ただいまから 令和2年度第1回北海道環境審議会自然環境部会を開催したいと思います。

白木委員とはまだ回線がつながっていないようですけれども、追々つなげていただける かと思いますので、始めさせていただきます。

まず、本日は、委員総数13名のうち、過半数の9名のご出席をいただいておりますことから、北海道環境審議会条例施行規則第3条第2項の規定によりまして、当部会が成立しておりますことをご報告いたします。

なお、本日は、新型コロナウイルス感染症対策としまして、一部の委員におかれまして は、インターネットウェブ会議によるご参加となっておりますことを併せてご報告いたし ます。

また、本日は欠席となっておりますが、北海道農業協同組合中央会の副会長であり、当審議会の委員でございました小野俊幸様が6月の役員改選によりまして会長になられました。その後、新副会長になられた串田雅樹様が当審議会の委員に就任されましたので、ご報告をさせていただきます。

#### 2. 挨 拶

- ○事務局(永安自然環境課課長補佐) それでは、開会に当たりまして、自然環境担当局 長の小林よりご挨拶を申し上げます。
- ○小林自然環境担当局長 自然環境担当局長の小林でございます。

本日は、大変お忙しいところ、本年度の第1回目となります北海道環境審議会自然環境 部会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、委員の皆様におかれましては、日頃から北海道の自然環境行政の推進にご理解と ご協力をいただいておりますことに対しまして、この場をお借りしまして厚くお礼を申し 上げたいと思います。

また、本日は、コロナ禍の中、一部、ウェブ形式でちょっと変わったスタイルとなって おりますことについてご了承願いたいと思います。

さて、北海道における自然環境の現状でございますけれども、昨年は、78年ぶりに野幌森林公園にヒグマが出没いたしまして大変大きな問題となりました。本年も、市街地を含め、各地でヒグマが出没しておりまして、様々なあつれきが生じているところでございます。また、エゾシカにつきましても、農林業被害額が依然として高い水準で推移しておりますし、外来種のアライグマにつきましても、生息範囲が広がるにつれてその被害も深刻化している状況にございます。野生動物と人との共存の在り方については、引き続き大きな問題となっているところでございます。

さらに、新型コロナウイルス感染症の蔓延による制約の中、野生動物の管理に大きく貢献をしていただいている猟友会の皆さんの動向の変化ですとか、自然公園の利用形態の変

化など、その影響というのも顕在化しているところでございます。

道といたしましては、関係機関や関係団体などと密接に連携を図りながらこれらの課題解決に取り組み、人と野生生物が共存する自然共生社会を目指していきたいと考えておりますので、委員の皆様のご理解とご協力につきまして、改めてお願い申し上げるところでございます。

本日は、鳥獣保護区の指定など、3件について諮問させていただく予定であります。

皆様には、それぞれご専門の立場からご意見を賜りまして、ご審議いただきますよう重ねてお願いを申し上げまして、大変簡単ではございますけれども、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局(永安自然環境課課長補佐) 議事に先立ちまして、本年4月1日付の人事異動 に伴い、各関係課長に異動がありましたので、ご紹介いたします。

まず、自然環境課長の本間でございます。

エゾシカ担当課長の藤嶋でございます。

自然公園担当課長の小島でございます。

申し遅れましたが、私は、自然環境課課長補佐の永安でございます。どうぞよろしくお 願いいたします。

それでは、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

会議次第の下のところに書いておりますが、配付資料として、委員名簿、配席図、参考資料、そして、資料の1-1と1-2、資料の2-1から2-5まで、資料3-1から3-5、資料4となっております。

資料番号が飛んでいるもの等はございませんでしょうか。不足等はございませんか。も し不足がございましたら、お気づきのときにお声をおかけください。

本日の議事といたしまして、諮問3件を予定しております。終了は17時30分頃を予定させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

#### 3. 議事

- ○事務局(永安自然環境課課長補佐) それでは、これから議事に入りたいと思います。 ここからの議事進行につきましては、愛甲部会長にお願いいたします。どうぞよろしく お願いします。
- ○愛甲部会長 日程についてですが、私と事務局との齟齬などもありまして、日程の変更 をお願いしたところがありまして、皆様に大変ご迷惑おかけしまして申し訳ありませんで した。

それでは、本日の議事は、諮問案件が3件ありますので、まずは、小林局長から諮問を お願いいたします。

○事務局(小林自然環境担当局長) それでは、本日付けで諮問をさせていただきます。 北海道審議会会長中村太様。 北海道知事鈴木直道。

自然第761号。

道指定鳥獣保護区の指定及び特別保護地区の再指定について諮問いたします。

諮問の理由。

道指定鳥獣保護区の指定及び令和2年9月30日をもって存続期間が満了する鳥獣保護区の更新に係る特別保護地区の再指定について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第9項及び第29条第4項において準用する同法第4条第4項の規定に基づき、意見を求めるものです。

キナシベツ湿原鳥獣保護区の指定、舞鶴遊水地鳥獣保護区の指定、濁川鳥獣保護区特別保護地区の再指定、花岡鳥獣保護区特別保護地区の再指定、女満別鳥獣保護区特別保護地区の再指定、根室丹根沼水源地鳥獣保護区特別保護地区の再指定。

自然第763号。

令和2年度エゾシカの可猟区域及び期間等について諮問いたします。

諮問の理由。

エゾシカの適正な個体数管理を図るため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第12条第6項及び第14条第4項において準用する同法第4条第4項の規定に基づき、意見を求めるものでございます。

続きまして、自然第764号。

道立自然公園の公園区域及び公園計画の変更について、諮問いたします。

諮問の理由。

道立自然公園の公園区域及び公園計画を一部変更することについて、北海道立自然公園 条例第4条第1項及び第6条第1項の規定に基づき、意見を求めるものです。

道立自然公園野幌森林公園の区域の拡張並びに規制計画及び事業計画の変更。

以上でございます。

よろしくお願いいたします。

## [諮問書の手交]

○愛甲部会長 ただいま、3件の諮問をいただきました。

まず、1件目の議事について、事務局から、道指定鳥獣保護区の指定及び特別保護地区 の再指定についての説明をお願いいたします。

○事務局(石井自然環境課課長補佐) それでは、1番目の議事の道指定鳥獣保護区の指定及び特別保護地区の再指定についてご説明をさせていただきます。

初めに、本日の諮問案件の基礎ともなっております鳥獣保護管理事業計画の5か年計画の進捗状況について、資料1-1に基づきましてご説明させていただきます。

この事業計画は平成29年にスタートをしており、これまで3年が経過したところでご

ざいます。計画の中身は第1から第9まで項目がございますけれども、年度別の指定計画等を伴わないものにつきましては基本的には変更がございませんので、鳥獣保護区と特定猟具使用禁止区域について、昨年度の実績報告も兼ねて、本年度の予定をご説明させていただきます。

鳥獣保護区等に関する事項ということで1ページ目の中ほどの第2というところになります。

鳥獣保護区と鳥獣保護区特別保護地区の指定等につきましては、5年間の計画全体に関しては1ページ目の中ほどの表のとおりでございまして、その下に進捗状況を示しております。

進捗状況ですが、鳥獣保護区は、1ページ目と2ページ目にわたります。

1ページ目の一番下になります鳥獣保護区は、昨年は期間更新を予定しております8か 所がほぼ予定どおりの更新となっております。今年度は、12か所の更新と期間満了が1 か所の計画で、予定どおりに手続を進めているところでございます。

ちなみに、期間満了の1か所に渡島管内の湯の沢鳥獣保護区というのがございますけれ ども、地元でエゾシカの被害が大きくなってきたということで、計画を立てたのは3年ほ ど前になりますけれども、この時点で鳥獣保護区は更新しないことにしております。

なお、諮問案件は、鳥獣保護区の更新は対象とはなっておりません。新規の指定と鳥獣保護区の特別保護地区の再指定についてが諮問案件となっておりますので、この更新の12か所は、この後、手続を事務的に進めさせていただくことになっております。

諮問案件としては、新規の指定として、平成30年度に新規の指定を計画していたものの調整が整わずに指定を見送っておりました1か所、そして、計画外ではあるのですけれども、緊急に指定が望ましいとしてもう一か所について、後ほどご説明をいたします。

表に戻りまして特別保護地区についてですが、本年は4か所の再指定を予定しております。これも今回の諮問案件ですけれども、昨年度は本審議会でも審議していただいたとおり、2か所について、その後、事務手続が順調に進みまして再指定をしております。

それから、ページを改めまして3ページ目になります。

第5の特定猟具使用禁止区域等に関する事項ということで、昨年度は13か所の再指定を予定しており、若干の面積の変動はありましたけれども、ほぼ計画どおりに再指定をしております。

今年度は計画にある再指定の3か所に加え、これは鳥獣保護区とは違って諮問案件では ありませんが、安全確保を目的とした地域の要望等を反映して3か所を新規に指定する見 込みでございます。

以上で、簡単ではございますけれども、鳥獣保護事業管理計画の進捗状況についてご説明をさせていただきました。

引き続き、諮問案件になりますが、鳥獣保護区の指定及び特別保護区の再指定について、 資料1-2に基づいてご説明させていただきます。 まず初めに、表紙のところにありますとおり、今回、新規に指定する鳥獣保護区は、釧路管内の釧路市音別町にございますキナシベツ湿原鳥獣保護区、空知管内長沼町にございます舞鶴遊水地鳥獣保護区の2か所になります。それから、鳥獣保護区特別保護地区の再指定につきましては、渡島管内森町にございます濁川鳥獣保護区特別保護地区、同じく長万部町にございます花岡鳥獣保護区特別保護地区、オホーツク管内大空町にございます女満別鳥獣保護区特別保護地区、根室市にございます根室丹根沼水源地鳥獣保護区特別保護地区の4か所になります。

ページをめくっていただきまして、1ページ目です。

まず、具体的な説明の前に、諮問の根拠についてご説明をさせていただきます。

1ページ目の中ほどの囲みの部分をご覧ください。

知事は、鳥獣保護区や鳥獣保護区特別保護地区の指定等を行うことができますけれども、 その際には、鳥獣保護管理法の第28条第9項あるいは第29条第4項に規定されており ます第4条第4項を準用いたしまして、審議会の意見を聞くこととされてございます。

諮問案件については、先ほどご説明させていただいたとおりでございます。

ページをめくっていただいて、2ページ目は、この指定に係る事務手続の流れについて でございます。

まず、振興局で指定計画書の案を作成いたします。その後、関係する機関への意見聴取や利害関係人との調整を踏まえまして、本庁において、7月8日から21日までの間、予定告示というものを実施いたしました。各鳥獣保護区特別保護地区とも、意見はなしということでこの予定告示を終えております。そして、本日、この審議会へ諮問いたしまして、答申をいただいた後、8月下旬に環境大臣への届出を予定しております。この届出は、30日程度かかることになっておりますけれども、その後、狩猟が始まる10月1日より前の9月下旬頃に北海道告示をする予定でございます。

裏面の3ページ目になります。

これが、今回諮問いたしました合計6か所の位置図になります。

それでは、引き続き、各個別の鳥獣保護区及び特別保護地区の説明に移らせていただきます。

初めに、新たに指定いたします2か所の鳥獣保護区から説明をさせていただきます。 最初のキナシベツ湿原鳥獣保護区でございます。

これは、事業計画で一昨年に指定が計画されていたものでございます。場所は、釧路市 音別町と十勝管内の浦幌町との境にございます。

表をめくっていただいて、道指定鳥獣保護区の区域ということで具体的な区域について 記載をしております。

場所としては、JR根室本線で、昨年3月に廃止されました旧直別駅の南側で一部に人工草地と、太平洋に面する海岸砂丘を含むキナシベツ湿原と言われる低層湿原が広がっておりまして、そこに草原性の鳥類を中心に、水鳥や森林性のものまで多くの野鳥が確認さ

れているところでございます。

本鳥獣保護区は、当初、平成30年度の指定を予定しておりましたけれども、土地所有者が未確定な場所の扱いをめぐって事務作業が難航しましたことから、30年度の指定は見送っているところでございます。昨年度も、手続を進めていたのですけれども、指定予定区域の東側が企業の所有地でございます。この資料の一番最後に保護区の区域図というものを添付してございます。鳥獣保護区を指定する区域を囲ってございますけれども、その右上側になります。当初はこの土地も予定区域としておりましたが、ここの土地を所有する企業から、事前の説明段階では指定にご理解いただいていたのですけれども、文書による意見照会に対しまして、指定の趣旨には賛同するが、会社としては手放しで賛成との意見は出しにくいという回答がございましたため、急遽、指定を再度延期いたしまして、引き続きご理解いただくように説明に努めていたところですけれども、最終的に会社としては指定には賛成しかねる旨の意見が伝えられました。一方で、区域の西側につきましては、所有、管理する所有者及び地元にございますキナシベツ湿原を愛する会から、可能な地域だけでも指定していただきたいというような希望がございましたため、当初の予定区域から企業所有地を除いた範囲で指定するという案を取りまとめたところでございます。

その結果、指定区域については、直別川とキナシベツ川に挟まれて、河川が合流する区域に広がる原生的な低層湿原であるキナシベツ湿原の草地として開発された区域が指定区域ということになりました。この区域につきましては、キナシベツ湿原を愛する会の代表の方が所有しておりまして、トラスト運動とも連携して、環境保全活動が行われているところでございます。広さは66~クタールで、この区域には、オジロワシも飛来するほか、隣接する原生的な湿原ではタンチョウの繁殖が確認されており、このタンチョウが採餌等で草地を利用しているなど、希少な鳥類の生息地となっておりますことから、希少鳥獣の生息地として10年間の期間で新たに保護区にしようとするものでございます。

冊子をめくっていただいて、カラーで取りまとめたものがございます。現地の写真でございます。

これは、キナシベツ湿原鳥獣保護区の現地の様子でございまして、番号を振っておりまして、1番目が湿原の入り口で、まだ保護区の中ではございません。トラストが行われていることがわかるかと思います。2番目は、指定地域内ですけれども、施設にこのような案内板がございます。3番目と4番目は、区域の南側からこの指定地域を眺めた様子で、草原のように見えますけれども、実際は牧草地が主体となってございます。5枚目の写真が北側から見た様子でございます。6番目は、昨年の7月25日に、愛甲部会長にご一緒いただきまして現地視察を行っているところでございます。

以上がキナシベツ湿原でございます。

それでは、冊子の前のほうに戻っていただきまして、2番目の舞鶴遊水地鳥獣保護区の 説明に移らせていただきます。

場所は、空知管内長沼町の南部に位置しており、千歳川流域の総合治水対策として札幌

開発建設部が整備した約200ヘクタールの遊水地でございます。

これも、冊子の一番後ろに鳥獣保護区の区域図を添付させていただいております。

遊水地は、千歳川流域の江別市、恵庭市、千歳市、北広島市、南幌町と長沼町にそれぞれ1か所ずつ整備され、このうち、長沼町の舞鶴遊水地を除く5か所は、本年4月から遊水地として供用が開始されたところです。舞鶴遊水地につきましては、先行して2015年度から供用が始まっております。

この場所は、鳥獣保護事業計画では予定されていない指定になりますが、4月から全ての遊水地の供用が開始されるということで、それに先立つ2月に、札幌開発建設部の河川計画課から、この遊水地は、平時は利活用が検討されている一方で、水面や湿地が猟場になることで安全面が懸念されるとして、狩猟の禁止についての相談が寄せられたところでございます。

六つの遊水地の中で特に舞鶴遊水地につきましては、タンチョウの生息地を目指す取組が行われており、夏季にタンチョウが確認された実績もございますほか、一昨年、昨年と2年続けてタンチョウの越冬地として利用され、今後も安定的な利用が見込まれる状況になりましたことから、急遽、希少鳥獣の生息地の鳥獣保護区として指定することにいたしました。

なお、今年の5月には、この地でタンチョウの繁殖に成功してひなが生まれたことが札 幌開発建設部から公表されております。

遊水地自体は人工的な営造物でありますけれども、平時はヨシを主体とする湿地であり、現在、春と秋の渡りの時期には、白鳥をはじめ、多くのガン・カモ類が飛来しております。また、夏には、サギ類のほか、猛禽類のチュウヒをはじめ、草原性の野鳥が多く見られ、良好な野鳥の生息地となっており、野鳥の観察施設も設置されております。

鳥獣保護区の指定期間は、20年を予定しております。

これにつきましても、別冊子で現地写真をご用意しております。

先ほどのキナシベツの次のページになりますが、舞鶴遊水地鳥獣保護区ということで、 工事の終了直後は雑草が主体となっておりましたけれども、現在は、ヨシを主体とする湿 性群落に遷移しております。

そうした中で、真冬は凍結しておりますのでいなくなりますけれども、秋から春にかけてガン・カモ類が多く飛来している状況でございます。また、夏には、希少種でありますチュウヒもよく見られるところでございます。

先日、7月14日に、島田委員に現地視察をしていただいているところでございます。 引き続きまして、再指定を予定している鳥獣保護区特別保護地区の4か所の説明に移ら せていただきます。

内訳としては、森林鳥獣生息地が2か所、それから、残りの二つが集団繁殖地と集団渡 来地の鳥獣保護区となってございます。

初めに、濁川鳥獣保護区特別保護地区になります。

場所は、渡島管内森町の内陸に位置し、広さ36ヘクタールで、国有林でございます。 これも、冊子の一番後ろに位置図を添付させていただいております。

鳥獣保護区の手前には濁川ダムというものが北側にございまして、保護区の区域にも天然の池や沼が見られる状況になっております。その区域の中で、特別保護地区につきましては斜線を引いているところでございますけれども、比較的急峻な地形で、渡島半島らしいブナやミズナラを主体とし、林床にはササが深い広葉樹林が広がっているところでございます。

特徴的な鳥獣が生息しているわけではございませんけれども、施業が行われていない良好な天然林であり、生息環境として優れているため、森林鳥獣の生息地として、20年間の期間で再指定をしようとするものでございます。

引き続き、花岡鳥獣保護区の説明に移らせていただきます。

これも、一番後ろに位置図を付けておりますけれども、場所は、渡島管内の長万部町の 少し内陸に入ったところにございます、広さ54~クタールで全域が国有林でございます。

鳥獣保護区の中を河川が貫流し、沼地や丘陵地、急傾斜地など変化に富む地形となっております。特別保護地区は、河川に向かって比較的急峻な地形になっており、渡島半島らしくブナも見られるほか、ミズナラやシナノキなどの広葉樹林が広がっております。

ここも、特徴的な鳥獣が生息しているわけではございませんけれども、やはり施業が行われていない、良好な天然林でありまして、生息環境として優れているために森林鳥獣の生息地として、20年間の期間で再指定しようとするものでございます。

この森林鳥獣生息地の両保護区の現地写真につきましては、先ほどのカラーのページに 二つを1ページにまとめております。

ご覧いただきますように、なかなか森林鳥獣の生息地は、森林ですのでぱっと見てこうだと特徴がわかるような景観をお示しすることが難しいのですけれども、よく保護された森林であることがご理解いただけるのかなと思っております。

次に、女満別鳥獣保護区特別保護地区の説明に移らせていただきます。

これも、一番後ろに区域図を付けさせていただいておりますので、そちらご覧ください。場所は、オホーツク管内の大空町のJR石北線女満別駅の裏手から北側になります。網走湖畔に沿って広がる天然記念物、女満別湿性植物群落地を中心とする88ヘクタールの森林と河川敷地でございます。湖畔に面する天然林には、ヤチダモ、ハルニレ、ヤナギやハンノキなど、谷筋など水気を好む広葉樹の大径木が多く、一部は水分過多のためか立ち枯れも見られますけれども、逆にそれがサギ類の営巣に適しているのか、アオサギの大規模な繁殖地となっており、集団繁殖地の保護区として指定していたものでございます。現在も、良好な環境が保たれているため、引き続き、10年間の期間で再指定をしようとするものでございます。

また、写真の方に移っていただきたいと思います。

現地の写真は、網走湖畔の河川敷地を含む森林が指定区域でございまして、その区域の

中心に国の天然記念物である女満別湿性植物群落と国の保護林となっているということで ございます。この区域の森林は、ヤチダモ、ハルニレ、ヤナギ、ハンノキなどが主体とな っておりまして、春には、林床にミズバショウが繁茂するという植生となっております。 また、アオサギの集団繁殖地ということでアオサギも生息います。

最後になりますが、根室丹根沼水源地鳥獣保護区の特別法地区の説明に移らせていただきます。

これも一番後ろに区域図が付いておりますので、それをご覧ください。

場所は、根室市の根室半島の中ほどに位置するタンネ沼、オンネ沼を中心とする152 ヘクタールの区域でございます。鳥獣保護区の区域は、台地の上と二つの沼を含む海岸平 野の部分に分かれておりまして、台地の上の草原は、根室に牛乳工場を持つ株式会社明治 がタンチョウ保護のために自然環境保全区に指定している区域でもございます。ここは、 株式会社明治が日本野鳥の会と協定を結び、牧の内鳥獣保護区としているところでござい ます。

特別保護地区は、その台地の下に広がりますタンネ沼とオンネ沼、それから、両沼の間及び周りの湿地から成っておりまして、夏にはオオセグロカモメなどが羽を休めており、春と秋にはカモ類が多数飛来する集団渡来地となっております。

この環境を引き続き保持していくために10年間の期間で再指定をしようとするもので ございます。

これも、一番後に写真をつけておりますのでご覧ください。

航空写真でございますけれども、根室の市街地の背後に広がる台地と沼を中心とする海岸平野の区域でございます。台地の上は株式会社明治の自然環境保全区になってございます。中ほどは、オンネ沼とタンネ沼の写真でございまして、沼の周囲には湿原が広がりますけれども、一部、土地利用が行われていることから、この部分につきましては、特別保護地区からは除外している状況でございます。

以上、駆け足でございましたが、ご説明させていただきました。

○愛甲部会長 ありがとうございました。

それでは、ただいま説明していただきました新規の指定2か所、それから、特別保護地 区の更新が4か所、それについてご意見、ご質問などがありましたらお願いいたします。

これは、坂東専門委員と吉中専門委員は聞こえていらっしゃいますか。

もしご意見やご質問などあればどうぞ。

- 吉中専門委員 発言してもよろしいでしょうか。
- ○愛甲部会長 お願いいたします。
- 吉中専門委員 ご説明、どうもありがとうございます。

2点、教えていただければと思います。

鳥獣保護区あるいは特別保護地区のどちらについても、10年間という期間のものと20年間という期間のものとがありますけれども、この両者を区別する根拠といいますか、

何か基準があるのであれば教えていただきたいというのが第1点目です。

それから、第2点目は、舞鶴遊水地鳥獣保護区と関連するのですけれども、長沼町にタンチョウが飛来して繁殖をしているということで保護を進めていくのは大賛成なのです。 お伺いしたいのは、北海道として、今後、タンチョウがさらに分散していった場合、各地で繁殖を期待したいなと思っているのですけれども、そういう場合には、タンチョウの繁殖が確認された場所は積極的に鳥獣保護区に指定していくという方針をお持ちなのか、この2点をお伺いできればと思います。

○事務局(石井自然環境課課長補佐) まず、1点目の指定期間が10年間と20年間のものがあるということで、その根拠あるいは基準ということですけれども、鳥獣保護区は、設定期間が20年以内でということが法律で決められております。その中で、北海道の場合は、実際には20年と10年のものがあるわけでございますけれども、これは、地元の土地所有者とか利害関係人の方の意向を反映しまして、20年でもいいよというところと、10年たったら一回また状況を見直したいというところがございますので、そういう意見を反映して、10年のところと20年のところがあるという状況でございます。

それから、2点目のタンチョウが今後分散していった場合に新たな生息地について指定をし続けるのかということでございます。

今回は、道央地域、特に空知管内で近年初めての安定的な生息地ということが一番の指定理由ではございますけれども、そのほかにもう一つの大きな理由として、地元でタンチョウを大事にしたいという機運が非常に高いということ、それから、土地の管理者であります開発局からも、当初は鉄砲をここで撃ってほしくないということが話の発端だったのですけれども、守っていこうという地域の盛り上がりといいますか、機運が一番大きなものでございますので、今後、新たな生息地が増えていった場合については、その時々の地元の状況等も踏まえながら個別に判断していきたいと考えております。

- ○愛甲部会長 吉中専門委員、よろしいでしょうか。
- 吉中専門委員 どうもありがとうございます。
- ○愛甲部会長 ほかにご質問等があればお願いいたします。 いかがでしょうか。
- ○鈴木委員 キナシベツ湿原鳥獣保護区について教えていただきたいと思います。

近隣の土地を所有している企業が数年にわたって反対をしているというお話を伺いました。このたびもその反対のお気持ちがあまり変わらないことで指定地域が小さくなってしまったというふうに私は理解いたしました。

今後、この企業は保護区の隣で開発行為などを予定されているということなのでしょうか。何か情報があれば教えていただきたいと思います。

○事務局(石井自然環境課課長補佐) キナシベツ湿原についてでございますが、実際の 企業とのやりとりについては、地元の振興局で行っているところなのですけれども、振興 局からは、明確に反対ということではなくて、法で縛られることに違和感、不安があると いう話でした。鳥獣保護区というのは、実は狩猟ができないという以外の規制というのは ないのですけれども、そうは言っても、土地開発をされますと鳥獣の生息環境が損なわれ ることになり、指定にふさわしくないということがございますので、そこを懸念されたの だろうと思います。ただ、振興局が企業とやりとりした中では、差し当たって具体的な開 発の計画があるわけではないけれども、将来的に足かせとなりかねないので、当面はちょ っと遠慮させていただきたいということだと聞いております。

○愛甲部会長 ほかにいかがでしょうか。

今の件について、これはコメントに近いのですが、昨年、現地も見せていただきました、今回指定された場所は草地として利用されていた場所で、トラストで活動されていた方がずっと持っていらっしゃって熱心な活動をされています。今回指定される区域よりも、企業が所有されているところは私有地で、川も流れていてどちらかというと良好な環境が残っている場所ですので、引き続き、所有されている企業に働きかけは続けていっていただきたいと思います。

- ○事務局(石井自然環境課課長補佐) 企業の考えが一日や二日で急に変わるということ はなかなかないかとは思うのですけれども、やはり折に触れて企業側への働きかけは続けていきたいというふうに考えております。
- ○愛甲部会長 ほかにいかがでしょうか。
- ○島田専門委員 先日、舞鶴遊水地の予定箇所を視察させていただきました。お話にあったように、湿地のような環境を呈しており、鳥獣の生息地として非常によい場所だなという印象を持ちました。

当日、タンチョウは見られませんでしたけれども、タンチョウの生息を抜きにしても、ガン・カモ類をはじめとした渡り鳥の中継地として、それからもう一つは、湿原とか草原に生息する鳥類の繁殖地として非常に価値が高いなという感じがしましたので、そういった点からも、鳥獣保護区としてぜひ指定をしていただきたいなと思いました。

○愛甲部会長 ありがとうございます。

ほかにご意見等はないでしょうか。

よろしいでしょうか。

## (「なし」と発言する者あり)

○愛甲部会長 それでは、本件の審議は、ここまでとさせていただきたいと思います。 基本的に賛成のご意見をいただいたと思っておりますので、本日に説明のあった件全て を適当と認めて、特に意見を付すことなく答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○愛甲部会長 ありがとうございます。

それでは、そのようにしたいと思います。

それでは、次の諮問事項の審議に移ります。

令和2年度のエゾシカの可猟区域及び期間等について説明をお願いいたします。

○事務局(坂村自然環境課課長補佐) 事務局の自然環境課の坂村と申します。よろしく お願いします。

エゾシカの令和2年度の可猟区域と期間等についてです。

資料2-1の1ページをご覧ください。

目的ですが、エゾシカは、捕獲し、減らしていかないとならない状況にあるということで、第2種特定鳥獣に指定しておりますが、可猟区域と期間等の延長をすることができるということから、今回諮問させていただいています。

これまでの取組状況等についてですけれども、個体数を削減するため、鳥獣被害等の防止対策等を行いながら捕獲を進めているところでございます。

近年では、年間で大体11万頭前後を捕獲していまして、ピーク時の平成23年度に64億円でありました農林業被害については39億円程度まで減少しており、その中で東部地域においては個体数指数も減少しています。

これについては、資料 2 - 3 の「令和元年度エゾシカ個体数指数等について」、をご覧ください。

これはエゾシカの有識者会議で示されたものであり、現在の状況について、東部地区、 西部地区、南部地区に分けて説明しております。

大まかに言いますと、東部地区は推定値が前年度よりもやや下がっています。ただ、これは相対的な数でして、実際の生息数等がちょっと分からないのですけれども、指数として出しているもので、一昨年度の131から昨年度は128に減っていることが分かります。

次のページをご覧ください。

次に、西部地区についてですが、一昨年度の253に対し、昨年度は257ということでやや上がっております。

次に、南部地区についてです。ここは生息数がそれほど多くないのですけれども、右肩上がりで増えています。

こうした状況を踏まえ、資料2-1の1ページの3に書いておりますけれども、エゾシカの個体数削減のため、今後、狩猟においてはメスジカの捕獲数を確実に確保することが必要とし、メスジカの捕獲の規制緩和をこれまでどおり継続していくという基本的な考えを示しております。

次のページをご覧ください。

可猟区域についてです。

基本的には昨年度と変わっておりませんが、島嶼部を除いたエリアを設定しております。 その下には可狩猟区から除外する区域がありまして、例年お示ししておりますけれども、 希少種の保護や緑の回廊の保全等に基づき、各市町村の一部を除外しております。

次に、(2)可猟期間についてです。

次のとおりとするということで、前年度との違いとしてはB区域となります。

これについては、5ページの別図1をご覧ください。

前年度との比較ができないのは申し訳ありませんが、変わった区域が3町あります。弟子屈町という釧路管内の一番上の部分、オホーツク海側に接しているところが緑色になっています。昨年度までは釧路管内全域で同じ対応にしていたのですけれども、弟子屈町は、農業エリアということもあり、農作業等をする場所が非常に近いため、オホーツク管内に合わせたC区域へと変更しております。

それから、戻っていただきたいのですが、B地区が今回なくなっております。これに関するところは、根室管内の羅臼町と中標津町です。当初、10月1日から1月31日という設定にしていましたが、同じ根室管内のほかの地域と合わせ、D区域とし、10月24日から1月31日に変更されております。

なお、これ以外については、前年度から変わっておりません。

ただ、期間を延長する必要があるということで、基本的には10月1日から3月31日 まで延長して行うという考え方で進めていくことにしております。

しかし、東部地区、西部地区についてはただし書きがあり、西興部村と占冠村については猟区を設定し、9月15日から4月15日までを可猟期間としております。5ページでは別の黄色い表示にしておりますけれども、このような猟区設定をしました。

続きまして、3ページをご覧ください。

先ほど申しましたとおり、基本は10月1日から3月31日までとなりますけれども、 農作業、森林・土木工事等における事故防止等の観点から、10月1日から23日までの 間、若干の禁猟期間を設けている地区がB地区からE地区までに設定されております。

また、狩猟を始めるには土曜日がちょうどいいということもあり、昨年度は10月19日土曜日からと設定しました。今年は10月24が土曜日ということで、この日に設定しております。

これにより短くなったのではないかと思うかもしれませんが、過去、10月25日、26日などを開始日としておりましたので、毎年、一、二日ずつ戻ってきています。

続きまして、各町村別の区域が次の4の表1となります。

そして、メスジカの捕獲を推進するため、オスジカの捕獲については、12月1日以降は1人1日当たり1頭という制限を加えております。このようにしてメスジカの捕獲を推進することにより生息数の減少につなげたいと考えております。

次のページをご覧ください。

この進め方、設定年度についてです。

これは、今年、単年度の措置とするということで、次年度については状況に応じて変えていくこととしております。

調査研究については、道並びに関係市町村等と連携し、様々なモニタリング調査を実施 しておりますので、こういったもので状況を把握しながら、変更も含めて検討していきま す。 それから、(3)銃猟の自粛区域についてです。

こちらについては、一番後のページをご覧ください。

根室管内となりますが、赤色の四角で囲ったエリアについては、オジロワシの営巣がありまして、昨年度から銃猟を自粛するようにお願いしています。

また、資料2-2は、昨年度との比較になるのですけれども、変更点が二つあります。 一つは、エリアです。昨年度はサロベツ原野の付近にあったエリアが解除となっております。もう一つは、小さくて見づらいのですけれども、稚内の大沼という地区に隣接するメッシュエリアを一つ削っています。

なお、これについては白木委員と相談して決めました。

他に大きいところでいきますと、昨年度は3月のみの自粛でしたが、オジロワシの営巣の準備が2月から始まるということもあり、2月も設定したほうがよいということでしたので、併せて変更することにしております。

それから、狩猟の取締りの強化についてです。

一昨年には死亡事故等もありましたので、そうしたことを防止するため、我々としても パトロールに重視することを加えております。

なお、6ページは、狩猟が可能な期間を緑色と黄色の区域と白抜きの区域に分けて時系列別に示しています。

また、もう一枚めくっていただき、別図3についてです。先ほどのエリアの中で1区域だけ変えてあるのですが、斜里町において、少し休ませ、効率よくエゾシカを捕獲するため、一時的に捕獲を禁止する区域を設けています。

なお、この諮問の前に利害関係者から意見を聞いておりまして、資料2-4をご覧ください。

市長会、町村会、農業協同組合中央会、森林組合連合会、北海道猟友会、北海道自然保護協会に意見を聞いておりますが、北海道猟友会からは反対の意見をいただいております。

一つは、10月1日からの始期についてですが、この時期は見通しが悪くて事故になりやすいので、24日からにしていただきたいということです。

これに対し、専門家と相談したのですが、やはり、捕獲を優先しないと減少に結びつかないということもありますし、統計等も見ましても、10月と11月は狩猟による捕獲頭数が非常に多い時期でもあり、この時期を外すわけにはいかないということで、先ほど申しましたように、パトロールを強化する等の安全対策等を行いながら、10月1日からとさせていただくことにいたしました。

また、できるだけ振興局ごとに統一していただきたいということについては、今年度から根室管内で統一したということがあります。

次のページをご覧ください。

もう一つは、捕獲制限について、12月1日以降のオスジカについての1日1頭を2頭に緩和してもらえないか、猟友会ではオスジカを捕りたいという方がいるので、何とかし

てもらえないかということです。ただ、オスジカの捕獲は生息数の削減にあまり寄与しないということもありますし、専門家の意見、それから、メスジカの捕獲を意識してもらいたいということも含め、12月以降については1日1頭と整理させていただきました。

これ以外は賛成意見でしたので、あとは参考までにご覧いただければと思います。

資料2-5については、関連法令を参考としてつけさせていただいております。

最後に、参考資料として、昨年度のこの部会の専門委員であられます猟友会理事の高橋 様から、猟区における開猟成績状況について知りたいという申出がございましたので、占 冠村、西興部村猟区の3年間の状況をつけました。

説明は以上になります。

- ○愛甲部会長 ありがとうございました。
  - それでは、この件について、ご質問やご意見などをいただければと思います。
- ○早稲田専門委員 前から疑問に思っていたことで、1点教えていただきたいことがあります。

資料2-1の最後から2枚目に別図3がありますが、知床半島の一部で猟区を一時中断するという仕組みが動いているかと思います。これは、参考意見として、自然保護協会からの質問が入っておりますが、どのような経過でこういう取組がなされることになったのでしょうか。

また、この成果についてはまだ調査中なのか、あるいは、この試みはどういうふうに計画的に進めていこうとしているのか、もしご存じでしたら教えていただきたいと思います。 〇事務局(坂村自然環境課課長補佐) 詳細な状況については地元からの報告を受けておりません。また、どこで捕ったものかはメッシュエリア情報でしかまだ把握していないところでして、成果については追って整理しますので、後ほどご連絡をさせていただきたいと思います。

なお、理由についてですが、中断することで、そのエリアにシカが戻ってくるということで、休ませるといった効果があると聞いているところでございます。

○早稲田専門委員 それは何となく推測がつくのですが、なぜここだけでやっているのか、 その取組の理由です。また、もし本当に効果的であるのであれば、将来的にほかの地域に も広げていくことも考えていかなければいけないと思います。

話がちょっとそれますが、今まで、捕獲数を増やすため、猟期を広げてきたわけですけれども、今、狩猟の捕獲数自体は多分減少傾向にあって、捕獲がしにくくなっているという状況があるわけです。ですから、今後の対策について、こういうやり方も含めて検討していただければなということです。

○愛甲部会長 自然保護協会の指摘も読みますと、今回、猟区の資料を参考資料としてつけていただいていますが、要は、可猟区域と期間を設定した案の文章だけでは根拠や理由が読み取りにくい部分があって、その辺の判断がつきかねるので、データも含め、もう少し丁寧に記述をしていただければということではないかと思います。

今、早稲田専門委員がおっしゃったように、よい取組はどんどん評価し、後につなげていくという観点も大事だと思いますので、次年度以降はその辺もご検討いただければいいのではないかなと私も思います。

○事務局(坂村自然環境課課長補佐) 経過等も含め、整理させていただきたいと思いま すので、よろしくお願いいたします。

そして、1点申し忘れたことについてです。

先ほど、宗谷管内で銃猟の自粛をお願いする区域を設定するに当たって、白木委員にご相談したとお話ししたところですけれども、昨年度、オホーツク管内でも同じ考えからエリア設定をしたいというご相談を受けておりました。そこで、今年度、早いうちに現地に入って調整をしたいと思っていたのですが、2月以降にコロナの関係で現地打合せができなくなりました。

そこで、白木委員とも相談し、次年度の計画に盛り込ませてもらうように準備させてほ しいということで了解いただいております。

- ○愛甲部会長 ほかにございませんか。
- 〇高橋専門委員 戻るのですけれども、資料1-1の3ページの第5の特定猟具使用禁止 区域等に関する事項についてです。

ページの下には禁止区域について書いてあって、鉛ライフル弾、鉛散弾と書いてありますが、銃器というのは弾を発射するエネルギー源として火薬を使うものは創薬銃となるのですね。しかし、空気銃がないのです。

最近、空気銃でも鉛で7ミリ以上の弾が発射できるものが出ているのです。そのため、 空気銃も指定の中に入れてはどうかと考えるのですが、いかがでしょうか。

- ○愛甲部会長 鳥獣保護管理の事業計画の資料の話ですね。
- ○高橋専門委員 実際、鉛の空気銃で7.6ミリなのです。このように7ミリ以上の弾も 現実にあるわけでして、空気銃も指定の中に入れてほしいということです。
- ○事務局(坂村自然環境課課長補佐) 我々もそうした情報を十分につかんでおりません ので、情報をいただいた上で考えたいと思います。
- ○事務局(小林小林自然環境担当局長) 今の道の規制では7ミリ以上の鉛弾使用規制となっていますので、7ミリを超えるものについては現在も規制の対象となります。

当初、空気銃については7ミリを超える弾はなかったので、規制の対象にはなっていませんでしたけれども、もし7ミリを超える弾があれば、今の北海道の規制の対象になります。

そうしたことも含め、私どもで情報収集をさせていただいて、今後の規制の在り方をどうするかについて検討させていただければと思います。

- ○高橋専門委員 今日、実際に7ミリ以上の鉛弾を持ってきています。一発分を置いていきますので、確認していただきたいと思います。
- ○愛甲部会長 今の点は特定猟具使用禁止区域の事項についてでしたが、検討していただ

くようお願いいたします。

そのほかにいかがでしょうか。

では、私から一つだけコメントをいたします。

今年度は、昨年度と比べ、猟区の区域数が減り、アルファベットがずれていますが、このアルファベットは猟をされる方にはどう伝わるのでしょうか。それとも、これは資料上だけのものですか。どう広報されているのでしょうか。

○事務局(坂村自然環境課課長補佐) 毎年、地図を作りまして、それに区域をそれぞれ 書いています。

ABCという形を取っているかは定かではありませんが、色分けは確実にされております。

- ○愛甲部会長 変わると混乱する方もいますし、分かりやすさも大事だと思います。猟友会で気にされているのもそうで、安全な狩猟をやっていただくためには理解をしていただくことも大事です。今までのものから変わり、勘違いなんていうことが起きると困りますので、その辺に十分注意して広報していただければと思います。
- ○事務局(坂村自然環境課課長補佐) 了解いたしました。 B以下については変わりますので、その点も含め、お伝えしたいと思います。
- ○愛甲部会長 それ以外に何かご意見などはございませんでしょうか。
- ○坂東専門委員 12月からはオスジカは1日1頭ということについてです。

足し算になっていくのであればいいのではないのかと思います。また、現実問題として、 雄が群れで動く時期に入ってくる時期なのに、その中の1頭だけだと、こう言っては変で すが、あとは見逃すということになるわけですよね。

生息数的には確かにメスジカをということはわかります。でも、猟友会からの意見であったように、最終的に被害を減らすことも一つの大きな目的ではあるのかなと思うのですね。

ここを頑なにやっていると、雌を探して捕ることになるわけです。自分も行くことがあるのですが、そう簡単ではなく、一般的な狩猟ということからもうちょっと緩和してもいいのかなと思うのです。

ここはかなり頑なな感じなのですか。

- ○事務局(坂村自然環境課課長補佐) 個体数管理という点からということをエゾシカ有識者会議から伺っておりますので、このようにしているところです。
- ○小林自然環境担当局長 補足させていただきます。

捕獲努力量で一定の数字が出ていまして、仮にオスジカをさらに解禁するとしたとき、 捕獲努力量がその分上がればいいのですけれども、捕獲努力量が変わらないと全体の数が オスジカにシフトするだろうという考えの1つです。

ただ、それから数年間が経っていますので、これから先も同じような規制を続けていく のかどうかは、有識者の方々の意見などを踏まえながら検討していきたいと思っています けれども、現段階では、極端に言ったら、オスジカ禁猟論もあるのです。そうした中での オスジカ1頭という制限にしていることをご理解いただきたいと思います。

なお、その成果などについては私どもでも分析をしていきたいと思っていますので、よ ろしくお願いいたします。

○愛甲部会長 ここも根拠に基づいた説明が必要なところだと思いますので、引き続き、 データの分析を含め、よろしくお願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

先ほどの銃器の自粛をお願いする区域について、せっかくなので、白木委員からコメントをいただきたいと思っていたのですが、難しそうなので、進めさせていただきます。

もしご意見やコメントなどがあれば、後でお願いしようと思います。

それでは、エゾシカの可猟区域及び期間等については、データに関すること、説明をさらにしていただきたいこと、分析を進めていただきたいことなど、幾つかのご要望をいただきましたが、特に反対するご意見はなかったので、意見を付すことなく答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○愛甲部会長 それでは、これで答申したいと思います。

ありがとうございます。

続きまして、次の諮問に移ります。

道立自然公園に関し、公園区域及び公園計画の変更についてです。

お願いいたします。

○事務局(片原自然環境課課長補佐) 私からは、道立自然公園野幌森林公園の公園区域 の拡張及び公園計画の変更についてご説明いたします。

まず、道立自然公園野幌森林公園の概要です。

野幌森林公園は、百年記念塔、開拓記念館、現在の北海道博物館ですけれども、その建設とともに、北海道100年記念事業の一つとして、昭和43年5月15日に北海道立自然公園条例に基づき、道立自然公園に指定されました。

公園区域は、札幌市、江別市及び北広島市の3市にまたがっており、面積は2,053 ヘクタールとなっています。

道立自然公園としては規模の小さい自然公園ですけれども、大都市に隣接する平地林と して国内で類を見ない規模の森林を擁しております。

また、公園区域の約8割を占める国有林は、昭和の森、野幌自然休養林に指定され、北 海道森林管理局石狩森林管理署が整備管理を行っております。

公園区域の北西側は集団施設地区に指定されており、百年記念塔、北海道博物館、開拓 の村、自然ふれあい交流館、埋蔵文化財センターなどの施設が整備されております。

公園の利用者数については、直近データで、令和元年が約52万人、平成30年が約5 5万人となっており、12ある道立自然公園の中では常に上位にランクインしております。 野幌森林公園については、これまでの間、昭和58年に公園区域及び公園計画を全般的に再検討したほか、必要な変更を繰り返し行ってきておりますが、一昨年の平成30年に公園内にある北海道博物館、開拓の村、百年記念塔などの今後の在り方をまとめた「ほっかいどう歴史・文化・自然『体感』交流空間構想」が策定されたことを受けまして、今回、公園区域の拡張と公園計画の一部変更を行うべく、北海道立自然公園条例第4条第1項、第6条第1項に基づき、当審議会の自然環境部会に諮問するものでございます。

それでは、「ほっかいどう歴史・文化・自然『体感』交流空間構想」の概要についてご 説明いたします。

資料3-2をご覧ください。

1の基本方針ですけれども、野幌森林公園の豊かな自然環境をフィールドに、各施設が持つ強みを生かし、「学ぶ」「触れる」「集う」「繋がる」をキーワードに、訪れる利用者の方々が北海道の歴史や文化、自然を五感で体感し、交流できるにぎわいのある持続可能な空間を目指すこととしております。

次に、主な施設の方向性についてですけれども、北海道博物館については、北海道の歴史や文化、自然を総合的に学ぶ場として多くの人々が繰り返し訪問するほか、地域の博物館等とのネットワークを構築し、地域の活性化や学びをサポートする場などを目指すこととしております。

また、北海道開拓の村については、開拓期の歴史を体験的に学び、未来への発展の心を養う場としての役割を引き続き果たすとともに、北海道らしいイベントを開催し、道民のみならず、多くの訪日外国人に人気の場所となることを目指すこととしております。

そして、百年記念塔については、老朽化に伴う利用者の安全確保や将来世代への負担軽減の観点から解体もやむを得ないと判断し、塔に代わり、北海道の歴史や文化と幾多の先人の思いを引き継ぎ、未来志向に立った将来の北海道を象徴する新たなモニュメントを塔前広場の中心に設置し、自然豊かな森林を背景に、安全で心安らぐ憩いの場となることを目指すこととしております。

さらに、野幌森林公園については、都市近郊に残された世界有数の平地林を原始の面影を残しつつ適切に保全し、野外の自然に親しむ場として、あらゆる方々が安心して利用できる公園を目指すこととしております。

3の今後の進め方についてです。

道では、構想の実現に向け、北海道博物館の第2期中期目標計画や今後策定する予定の 北海道開拓の村利活用方針などを踏まえ、関係する皆様のご協力をいただきながら、実現 可能なものから順次取り組んでいきたいと考えておりまして、今回、この構想の実現に向 けた取組の一環として公園区域の拡張と公園計画の一部変更を行います。

具体的には、資料3-3の公園計画図案をご覧ください。

A3判の縦長の図面ですけれども、これは野幌森林公園の北西部を抜粋したものです。 まず、図面の左側の中央部に現公園エリアから飛び出した赤色の楕円形で囲われた部分 があるかと思いますが、そこを新たに公園区域に編入します。

資料3-3の②に詳細図がありまして、赤色の斜線部分になりますけれども、公道の札幌市道に接する部分までを考えております。

ここで、資料3-3に戻っていただきたいと思います。

拡張する区域と接する現公園エリアは、桃色の第2種特別地域、しかも、六角形の2に あるとおり、集団施設地区になっております。そこで、ここと一体的に保護管理を図るた め、拡張区域も同様に第2種特別地域に指定の上、集団施設地区に指定いたします。

また、既存の茶色の実線①の瑞穂周遊線道路という自転車道、中央部の右上に黒色の枠で囲んでおりますが、この自転車道と緑色の実線②の瑞穂線道路という歩道、六角形の2の右上に黒枠で囲んでおりますが、この歩道について、ともに点線のとおり、拡張区域である公道との接続部分まで延長させようというものです。

現地のイメージをつかんでもらうため、資料3-4として写真を添付したものを用意しております。

中央の大きな写真は、自転車道及び歩道として延長する部分です。資料3-3の公園計画図では点線部分の現況写真です。既にアスファルト舗装されております。

下の左側2枚の写真は、公道に接する公園の入り口といいますか、出口といいますか、 新たな公園区域の境界側のゲートの現況写真です。自動車が通れないよう、メインゲート は閉鎖したままとし、右側のみを開放予定としております。

下の右側2枚の写真は、反対側の開拓の村の駐車場側です。公園計画図では自転車道と歩道の実線が点線に変わる部分の様子でして、車止めを変更しようと思っております。

こういった中身に変更するためにどういったことを行えばいいかですが、自然公園制度では、資料3-1の公園区域及び公園計画変更書の一部変更案にありますように、まず、1ページの2の変更する公園区域ですが、公道の札幌市道に接続する国有地を事業道路として位置づけるため、札幌市厚別区厚別町下野幌の一部を公園区域として拡張することとなります。

なお、拡張区域の面積が約0.2~クタールのため、全体の公園面積に変更はありません。これが一点目です。

次に、2ページの2の規制計画の変更内容にありますように、保護規制計画の変更です。

今回の拡張区域を隣接する第2種特別地域と一体的に保護管理するため、第2種特別地域の拡張を行います。これが二点目です。

次に、3ページの3事業計画の変更内容にありますように、利用施設計画の変更についてです。

記念施設地区という名称の集団施設地区は、百年記念広場区、開拓の村区、休養園地区の三つに地割りされていますが、このうち、当該部分を隣接する開拓の村区に含めます。 これが三点目です。

次に、4ページの自転車道の変更についてです。

瑞穂周遊線という自転車道の終点の一つを厚別町小野幌(開拓の村駐車場)から厚別町下野幌(開拓の村・道立自然公園境界)まで延長すること、主要経過地の開拓記念館を現在の北海道博物館に修正することが四点目です。

最後に、5ページの歩道の変更についてです。

瑞穂線という歩道の起点を、さきの自転車道と同様に、開拓記念館を北海道記念館に修正いたしまして、小野幌(開拓の村駐車場)から下野幌(開拓の村・道立自然公園境界)まで延長することが五点目です。

以上、5つの変更を行うことにより、構想にもありましたように、公園外から徒歩や自転車により、開拓の村はもちろん、野幌森林公園内の自然に容易に親しむことが可能となるばかりではなく、公園内の周遊性も高まり、さらには、倒木や林野火災など、非常時における公園利用者の緊急避難路としても活用でき、より安心した公園利用に供する道路となり得ます。

なお、新たに公園区域編入を予定している道路部分は国有地となっておりまして、そこ を管理している北海道財務局からは同意を得ております。

また、第2種特別地域及び集団施設地区である記念施設地区、開拓の村区として拡張指定するといった内容の公園計画の一部変更についても札幌市から同意を得ていることを申 し添えます。

私からの説明は以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- ○愛甲部会長 それでは、道立自然公園野幌森林公園の公園区域及び公園計画の変更について、ご質問やご意見などがあればお願いいたします。
- ○吉中専門委員 0.2ヘクタールの拡張部分についてです。

歩道と自転車道として使っていくため、第2種特別地域とし、拡張すると理解したのですが、拡張される0.2~クタールというのは道路敷だけなのでしょうか。それとも、その両側何メートルかは取っているものなのでしょうか。

- ○事務局(片原自然環境課課長補佐) たしか、道路敷でして、面積的には二千三百何メートルで、ヘクタールにすると 0.2 ヘクタールです。
- 吉中専門委員 道路があるところだけということでしょうか。

私の質問の趣旨は、現場がよく分かっていないのですけれども、写真で見ると、車も走れるような道が走っているみたいですね。その道路敷だけを公園区域として拡張するということですか。というのは、第2種特別地域にするというのは自然環境の質という観点からするとどうなのかと、ちょっと疑問に思ったのです。

○事務局(片原自然環境課課長補佐) 公園に指定する際には、当然、土地所有者の同意 を得なければならないということはあります。

ただ、道路敷は、先ほど言いましたように、財務局管理の国有地でして、財務局からは 同意を得ていますが、周りは民有地になっていまして、そこの同意はまだ得られておりま せん。

また、先ほど言いましたように、構想の実現のため、出入りを最優先に考えていますので、まずは道路敷地の拡張をやりたいという計画の変更です。

- ○吉中専門委員 道路敷というのは人工的な場所だと思うのですけれども、そこを第2種特別地域にするというのは妥当なことなのでしょうか。
- ○事務局(片原自然環境課課長補佐) 公園の場合、自然の保全という考え方のほか、公園利用という考え方がございまして、道路については、利用施設ということで、公園を利用するための施設になります。また、そこの部分については集団施設地区となりまして、公園利用のために集団的に施設を整備するところは制度的には第2種特別地域相当となっています。また、周辺の拡張部分と接続する部分も第2種特別地域で集団施設地区となっていますので、その拡張、延長であると考えております。
- 吉中専門委員 どう考えればいいのでしょうね。

理想的には、公園利用のための歩道の周辺というのは快適な公園利用ができるためにも ある程度の保護担保を図る必要があるのではないかと思うのです。ですから、今回、拡張 する道路敷部分については、バッファゾーンのように、両側を保護する手だてを将来的に は考えていただければいいのではないかなと思っています。

また、ご説明では、集団施設地区だから第2種特別地域になるというというご説明だったと思うのですけれども、やはり、利用の計画と保護の計画は分けて考える必要があると思うのです。

ですから、集団施設地区というのは第2種特別地域となるということが基本だとしても、 それをここでも適用すべきかどうかについては議論が要ると思った次第です。

ご説明については分かりました。

また、関連することですが、既に公園区域になっている中で今回延長する車道と歩道の 部分についてです。

写真を拝見しますと、既にアスファルト舗装の道となっているようですが、今後、公園 利用歩道、公園利用自転車道として指定した後の具体的な整備方針などがあるのであれば、 教えていただければと思います。

- ○事務局(片原自然環境課課長補佐) 今後の整備方針となりますと、予算の絡みも出てきますので、今、必ずこれをやりますという話はできませんが、ゲートを更新、修繕したり、標識程度のものは整備していきたいと考えております。
- ○愛甲部会長 吉中専門委員のおっしゃったことは、私も分からなくもありません。確かに、これだけの区域を指定するのに第2種特別地域なのかと思わなくもないのです。でも、要は拡張する部分ですね。その周囲が第2種特別地域で、今回拡張する部分は隣り合っているところに合わせてという意味もあると思っていました。

変更理由のところには隣接する第2種特別地域と一体的な保護管理を図る必要があると書いてありますね。この辺の保護管理という理由をどういうふうに説明できるかというと

ころだと思うのですが、今提案をいただいたように、道路敷以外の周辺の部分も含め、せっかく追加指定するなら、飛び地となるといいますか、ここだけ飛び出してしまいますので、その周辺は私有地ということでしたが、一帯を含め、管理するようになればいいですね。

航空写真を見ますと、南側は草地のようになっていて、北側は老人療養施設か何かの敷地ですよね。南側の土地がどういうふうに使われているのかはよく分かりません。航空写真では草原のように見えますけれども、この辺も含めて検討していただかなければいけないと感じました。

ほかにいかがでしょうか。

この写真を見ていますと、ゲートがあまりにも傷んでいるように見えます。先ほど予算の関係もあるというお話がありましたけれども、右側を開けるだけではなく、せっかくですし、何かできればいいのではないかなと思いますので、それも検討いただければと思います。

これを見ると、要は、自転車や徒歩で厚別東のほうから野幌森林公園に入ってこられるルートが新しくできるわけですね。この近隣にお住まいの方にとってはひょっとしたら割とニーズがあるのかもしれないですから、もう少しゲートを工夫していただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

白木委員がつながったようですね。今、野幌のことをやっているのですが、これが終わったとき、先ほどの猟区のことでコメントがあればいただきたいと思っていましたので、お願いしたいと思いますが、ほかに野幌森林公園の公園区域及び公園計画の変更の件については何かご意見はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○愛甲部会長 なければ、先に進みます。

野幌森林公園の公園区域及び公園計画の変更の件についてですが、先ほど吉中専門委員からあったご意見を附帯意見としてつけ加えるかどうかですが、吉中専門委員、いかがいたしましょうか。

〇吉中専門委員 私は、現地をはっきりと見ていないので、道路の両側がどんな状況なの かが分からず、うまく判断できないのですが、やはり、施設が既にある人工的なところだ けを第2種特別地域にというのにはどうも違和感があるのです。

また、先ほど部会長がおっしゃったように、この路線が今後新たな野幌森林公園への入り口といいますか、主要な利用ルートになるとすれば重要なエントランスになるかと思うのです。そういう意味では、周辺の自然環境、あるいは景観の保護についても将来的に検討していただければありがたいと思っています。

○事務局(小林自然環境担当局長) 補足で1点だけ説明させていただきたいと思います。 この短い道路部分につきましては、先ほど来説明させていただいておりますとおり、国 有地であります。この国有地については、昨今の土地の貸借の事情から、場合によっては 返地しなければならないという話になっておりました。

そんな中、公園エリア内にもし編入できれば、このまま、公園の一部として国有地から引き続き無償貸与いただけるということで、今回、エリアの一部にすると決めたところです。また、もし今回エリアにならなければ、完全にシャットアウトされてしまいますので、公園側に対するアプローチがなくなってしまうというような事情があります。さらに、入り口から向かって左側には民間の施設がもう建っておりますし、右側については畑地帯ということで、拡張についてはちょっと厳しいところであるということがあり、このような事情もちょっと酌んでいただければと思っています。

また、第2種特別地域にするか普通地域にするかという議論はあるのですけれども、全体的な周りとの統一性を考えると、第2種特別地域のまま利用施設として残すのがベストだと考えさせていただきました。

ですから、取付け道路として、車道利用はしませんけれども、公園への一つのアプロー チを確保するということでご理解をいただければと思います。

- 〇吉中専門委員 大変よく分かりました。重要なアプローチになっていくのだろうと思いますので、先ほど愛甲部会長がおっしゃったように、入り口の環境整備についても前向き に検討していただければいいと思います。
- ○愛甲部会長 それでは、おおむね賛成いただけましたし、特に反対意見はありませんで したので、意見を付すことなく答申したいと思いますが、ご異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○愛甲部会長 それでは、白木委員が来られたので、ここで議題を戻しまして、先ほどの 猟区の設定の件についてです。

白木委員、先ほど議題(2)でエゾシカの猟区の設定の議論をしていたのですが、宗谷地方での銃猟の自粛区域について、昨年度から変更したという案が出てきておりますが、これについて何かコメントがあれば一言いただけますでしょうか。

事前にご相談した上で案をつくったと伺っておりますので、お願いいたします。

- ○白木委員 担当者から概要の説明はしていただいているのですか。
- ○愛甲部会長 説明は既にしていただいております。
- ○白木委員 どのようにこの区域を設定したのかについてはご理解をいただけているということですね。

資料には、特に繁殖地として重要と考えられる宗谷地域という記載がありますが、これは、宗谷だけではなく、北海道東部の根室、あるいはオホーツクもそうですが、猛禽類にとって重要な地域というのが実際にはもう少し連動的に分布しております。

数年前までは海岸沿いにずっと網かけするような形で自粛をお願いするエリアが示されていたのですが、それでは効果がないだろうということで、猛禽類のデータと実際の狩猟がなされている、つまり、エゾシカの狩猟がなされているところを組み合わせ、もう少し

きめ細かい設定をし、こういったものを全道的につくろうということが目的でした。

ですから、今回、宗谷地域でやっているものには試験的な意味があるということです。 地元との調整も含め、時間のかかることですので、すぐにはできないのですが、猟区が拡 大されれば、春先には猛禽類への影響が生じやすくなります。そのため、自粛がいいのか、 あるいは狩猟禁止区域のようなものを設定するのがよいのかは今後の検討事項ではありま すが、これをモデルケースとし、もう少し大きなレベルで、少し時間をかけて考えていき たいというところです。

○愛甲部会長 オホーツクについては、先ほども説明をいただいたのですけれども、今回 は調整がうまくできなかったとはいうものの、引き続き令和3年度に向けて調整をしてい ただくことになっていると伺いましたので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上で諮問のありました三つの件についての審議を終わります。

附帯意見なしということでしたので、ここで答申をいたします。

環境審第13号。

令和2年7月28日。

北海道知事鈴木直道様。

北海道環境審議会会長中村太士。

道指定鳥獣保護区の指定及び特別保護地区の再指定について(答申)。

令和2年7月28日付。

自然第761号で諮問のありましたこのことについて、慎重に審議した結果、原案を適当と認める旨、決議したので、答申いたします。

続きまして、環境新第14号。

令和2年度エゾシカの過料区域及び期間等について(答申)。

令和2年7月28日付。

自然第763号で諮問のありましたこのことについて、慎重に審議した結果、原案を適当と認める旨、決議したので、答申いたします。

続きまして、環境新第15号。

道立自然公園の公園区域及び公園計画の変更について(答申)。

令和2年7月28日付。

自然第764号で諮問のありましたこのことについて、慎重に審議した結果、原案を適 当と認める旨、決議したので、答申いたします。

## [答申書の手交]

○事務局(小林自然環境担当局長) ただいま答申をいただきました。

愛甲部会長をはじめといたしまして、委員の皆様には大変長時間にわたり熱心にご審議 をいただきまして、ありがとうございます。 今回ご審議をいただく中で様々なご意見もいただきました。また、次回に向けて整理を しなければならないようなことも幾つかいただいております。分かりやすく整理をして、 また、丁寧にご説明させていただきたいと思います。

いただいた様々なご意見を踏まえまして、各種事業の推進に向け、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。引き続きご助言を賜りますようお願いいたします。

本当にどうもありがとうございました。

#### 4. その他

○愛甲部会長 続きまして、その他に移ります。

報告事項が1件ございます。

説明をお願いいたします。

○事務局(片原自然環境課課長補佐) 資料4の厚岸湖の保全による漁業地域振興計画の 実施状況についてです。

まず、経緯についてです。

2ページをご覧ください。

上部にありますように、一昨年に開催した平成30年度第1回北海道環境審議会自然環境部会において、厚岸道立自然公園内にある厚岸湖の水面の一部を第3種特別地域から普通地域に変更する内容の諮問をしたところ、意見つきで原案を適当と認める答申をいただきました。

その意見というのは、道として、厚岸湖の保全による漁業地域振興計画の実施状況を確認し、自然環境部会に毎年報告することというものでしたので、今回、その報告をさせていただきます。

なお、自然環境部会は、通常、毎年1回、この時期に開催されておりまして、昨年の開催時、7月31日ですけれども、このときは厚岸町において平成30年度分の実施状況を取りまとめていた最中であったことから、今回が初めての報告となることを申し添えます。

それでは、1ページをご覧ください。

これは、漁業地域振興計画を包括する厚岸町環境基本計画に基づく平成30年度の実施 状況から該当部分を抜粋したものです。

漁業地域振興計画では、計画実現のための具体的な施策として、各種調査・研究事業、 自然環境の保全、自然と共生した漁業の振興、人材の育成・確保の4項目を挙げておりま すので、項目ごとにその実施状況を報告いたします。

まず、1の各種調査・研究事業についてです。

(1) の水質・底質調査や生育分布調査等各種調査・研究事業の実施です。

①ですが、厚岸湖に流入する最大河川である別寒辺牛川の上中下流とその支流であるチャンベツ川下流の4か所で町及び事業者等から成る協議会が、6月から11月まで、毎月1回、水質調査を実施しております。

なお、調査地点については、参考までに2ページの地図に①で表示しております。

②ですが、定期河川水質調査業務です。これは、厚岸湖に流入するチライカリベツ川、 大別川、旧美幌1号川の3河川の下流域で町が、5月から12月まで、毎月1回、実施しております。

調査地点については、同じく、2ページの地図に②で表示しております。

③ですが、厚岸町水質調査業務です。これは、町が、厚岸湖沿岸水域4か所について、 5月から12月まで、毎月1回、水質調査を実施しております。

調査地点については、同じく、2ページの地図に③で表示しております。

④ですが、漁業造成環境調査事業です。これは、町の補助を受け、漁協が湖内の貝類の 資源調査及び水質・底質調査を実施しております。

調査地点は地図に表記しておりませんけれども、水質は毎月3か所、底質は四半期ごとに5か所で実施しております。

いずれの調査も以前から実施されておりまして、平成30年度の結果は、特段、悪化しておらず、長期的な視野でほぼ横ばいの状態が続いております。

次に、2の自然環境の保全についてです。

- (1) の厚岸湖周辺地域の環境保全対策の推進及び森林の維持増進です。
- ①ですが、合成洗剤から石けんへの使用転換を図るため、町が石けん購入助成事業を継続するとともに、公共施設では石けんを使用しております。
  - ②ですが、厚岸湖内、別寒辺牛川河口、別寒辺牛湿原を5月に清掃しております。
- ③ですが、町内の糸魚沢において、河畔林造成のため、614人の住民参加で、ミズナラやハンノキなど、2,572本を5月に植樹しております。
  - (2) の体験観光など自然とのふれあいの推進及び必要な施設整備の検討です。
  - ①ですが、別寒辺牛川におけるカヌー可能利用者へのマナー講習を行っております。 次に、3の自然と共生した漁業の振興についてです。
- (1)の自然環境に配慮し、環境負荷の低減と環境汚染の予防を考慮した漁業活動の展開です。
- ①ですが、2サイクルから4サイクルへの環境対策型漁船エンジンの使用を推奨し、平成30年度の割合は76.3%で、昨年度より1.7%アップしております。

最後に、4の人材の育成・確保についてです。

(1) のあらゆる世代の町民を対象とした自然環境の保全と持続可能な利用に関する環境教育の実施です。

町のホームページや広報誌に掲載した水鳥観察館だよりで情報発信したり、小・中学生を構成員とする厚岸湖・別寒辺牛湿原「やちっこクラブ」で厚岸のすばらしい自然を体験学習してもらったり、小中学校を対象とした環境出前教室や町民を対象とした環境教育パネル展を1・2月にかけて実施したり、環境講習会も3回開催しております。

また、厚岸道立自然公園については、今年度の国定公園指定を目指しまして、現行公園

エリアにラムサール条約登録湿地である別寒辺牛湿原とそれにつながる区域を取り込んだ公園計画北海道案を作成いたしまして、11月頃、環境大臣へ申し出る旨、そして、国による国定公園の新規指定公園計画決定のタイミングに合わせまして、道でも道立自然公園の指定解除等を行うことについて、本審議会、10月中旬の親会に報告、諮問する予定であることをこの部会で報告しておきます。

○愛甲部会長 ありがとうございました。

ただいまご報告いただいた厚岸湖の保全による漁業地域振興計画の実施状況については、 一昨年の審議会のとき、地種区分を下げる理由の一つとして、漁業地域の振興計画がつく られているということを根拠にしましたが、それの確認をしていく必要があるだろうとい うことで附帯意見をつけたと記憶しております。

ただいまご報告いただいた件について、ご質問やご意見などありましたらお伺いしたい と思いますが、いかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○愛甲部会長 毎年ご報告いただくのでしたら、いつの時点の実施状況なのかが分かるように資料に記載していただくとよろしいかと思いましたので、次からそのようにお願いいたします。

それでは、以上で本日の議事については終わりますが、全体を通して皆様からご意見や ご質問などございませんでしょうか。

- ○坂東専門委員 4の人材育成・確保についてです。
  - 聞き逃したのかもしれませんが、出前教室等は誰がやっているのでしょうか。
- ○事務局(片原自然環境課課長補佐) 厚岸町において、町民を対象とした環境教育パネル展を1月に実施したり、環境講習会も3回開催しております。
- ○愛甲部会長 ほかにございませんか。
- 吉中専門委員 同じ資料についてです。

厚岸湖の保全による漁業地域振興計画の実施状況ということで毎年報告をいただくこと になっていることは分かりました。

これには抜粋とか書かれてあるのですが、実施状況報告書が別途あると理解してよろしいのでしょうか。それをどこかで見ることはできるのでしょうか。大変面白い取組だと思います。

- ○事務局(片原自然環境課課長補佐) 説明をさっと流してしまったのですけれども、漁業地域振興計画を包括する上位計画が厚岸町の環境基本計画となります。今回、平成30年度の実施状況についてでしたが、毎年11月に町民の検討会議で報告されていまして、ホームページにも出ています。そこから該当するところを引っ張ってまとめました。
- ○愛甲部会長 そのほか、何かご意見やご質問はございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○愛甲部会長 それでは、議事はこれで終了します。

事務局に進行をお返しいたします。 どうもありがとうございました。

## 5. 閉 会

○事務局(永安自然環境課課長補佐) 愛甲部会長、本日は大変ありがとうございました。 また、各委員の皆様におかれましても、長時間にわたりご審議いただき、大変ありがとう ございました。

これをもちまして、北海道環境審議会自然環境部会を終了します。本日は、大変ありがとうございました。

以 上